

論文の内容の要旨

論文題目 ハーバーマス〈市民社会〉論の構造

氏 名 飯 島 祐介

本論はユルゲン・ハーバーマス（Jürgen Habermas）の社会理論を取り上げその解明を目指す。ハーバーマスは、『公共性の構造転換』を1962年に刊行したのを皮切りに、体系的な社会理論の構築に注力している。本論は、半世紀近くの長期にわたって展開されている、このハーバーマス社会理論を一貫して〈市民社会〉——近代的市民社会論が対象としたような政治的支配から解放された非国家的な社会——をテーマにしたものとして読み解くことを試みる。

ハーバーマスの社会理論が〈市民社会〉をテーマにしていることは、既存のハーバーマス研究においても、すでに少なからず指摘されている。しかし、これまでのところ、それらの指摘は、ハーバーマス社会理論の展開全体を視野に収めていなかったり、あるいは理論構造のレベルにまで掘り下げて分析していなかったりしており、不十分なままにとどまっている。本論はまさに、半世紀近くの長期にわたる、ハーバーマス社会理論の展開全体を視野に収めながら、理論構造のレベルに掘り下げた分析を試みる点に、その意義を主張することができるであろう。

本論は、とくに下記の3点を明らかにすることを目指す。第一に、ハーバーマスは、ヘーゲルを頂点とする近代的市民社会論をラディカルに再編する諸主張を展開していること。第二に、このような諸主張を展開するハーバーマスの〈市民社会〉論は、カント的と形容しうる二元論的構成をとる、社会進化論および法理論を基礎に据えることで構造化されていること。第三に、この基礎に据えられた社会進化論および法理論には、とくにその二元

論的構成に起因する困難が内包されていること、である。順にその内容の大筋を再構成することにしよう。

自他ともに著者と認める『コミュニケーション的行為の理論』を中心として、ハーバーマス社会理論を〈市民社会〉論として読み解くと、そこにはつぎの連続する5つの主張を見いだすことができる。①〈市民社会〉は非経済社会である。〈市民社会〉は近代化にともなって国家のみならず経済システムを分化した社会として、政治的支配のみならず経済的活動からも解放された社会である。②この〈市民社会〉には重要性が認められる。〈市民社会〉は、合理化された生活世界の構造成分として、コミュニケーション的行為の合理性の潜在力を解放することに貢献するのである。③この〈市民社会〉はしかし、危機に陥っている。〈市民社会〉が構造成分となる合理化された生活世界では、合理化の副作用として文化的貧困化が進行している。その結果、生活世界もろとも経済そして国家システムによって植民地化されてしまっているのである。④この危機が克服される可能性の条件として、経済および国家システムを間接的に制御することが挙げられる。〈市民社会〉が構造成分となる合理化された生活世界では、合理化の帰結として政治的公共圏が形成されている。この政治的公共圏を通じて経済および国家システムを間接的に制御することが期待されるのである。⑤この条件は現実的である。ここで焦点となる政治的公共圏は、近代的法秩序の現実を構成する要素であり、現実的である。

このような①から⑤の主張を展開するハーバーマスの〈市民社会〉論には、どのような意味があるのだろうか。この点は、それを近代的市民社会論のなかに埋め込むことで明確にすることができよう。よく知られているように、近代的市民社会論では通常、〈市民社会〉は経済社会とされる。そして、〈市民社会〉には、せいぜい相対的な重要性しか認められないとされる。例えば、ヘーゲルは、〈市民社会〉は「自由」の実現へと向かう世界史的過程の途上にあるとするのである。また、ここから、近代的市民社会論では通常、〈市民社会〉の危機を克服するのではなく、〈市民社会〉それ自体を解体してしまうことで、それを解消することが志向される。例えば、ヘーゲルは、貧困によって分裂した〈市民社会〉は、国家にとって替わられなければならないとするのである。こうした近代的市民社会論を背景に、再び上記のハーバーマスの主張を見直すと、それらがいかにラディカルか、明確になるだろう。ハーバーマスは、〈市民社会〉を非経済社会として、それに重要性を認め、その危機の克服を目指しているのであるから。ハーバーマスの〈市民社会〉論は、①から⑤の主張を展開することで、近代的市民社会論をラディカルに再編することを試みている、と言うことができよう。

このような諸主張を展開する〈市民社会〉の基礎には、独特の二元論的構成をとる社会進化論、そして法理論が据えられている。すなわち、社会進化を一方で、(s1)システムとしての複合性水準の高次化とし、他方で、(s2)生活世界の合理化に制約されているとし、さらにこの2つの見地を統合して、(s)社会はシステムとしての複合性水準を高次化する方向へ進化するが、この進化は生活世界の合理化によって制約されている、とする社会進化論である。この社会進化論を基礎に、①から④の主張が打ちたてられるのである。また、近代的法秩序を一方で、(R1)私的自律の権利を具体化することで秩序形成をはかるものとし、他方で、(R2)合理的な法制定過程を経ることで名宛人の尊重を確保するものとし、さらにこの2つの見地を統合して、(R)近代的法秩序は秩序形成をはかるために、名宛人の尊

重を確保する必要がある、とする法理論である。この法理論を基礎に、⑤の主張は打ち立てられるのである。

こうして、ハーバーマスの〈市民社会〉論は独特の二元論的構成をとる社会進化論と法理論を基礎に構造化されているわけだが、この基礎は、カント的と適切に形容することができる。これらの二元論的構成は、カントに由来するのである。カントは、「世界史」を「経験的立場に立って編まれる本来の修史」としてだけでなく、「世界市民の見地からの一般史」としても可能であるとし、「世界史」を二元論的に構想している。ハーバーマスの〈市民社会〉論の基礎に据えられた社会進化論は、このカントの「世界史」の構想にならっていると言えるのである。また、カントは、公法を一方で、各人の幸福追求の自由の両立をはかるものであるとし、他方で、国民全体の同意が可能でなければならないとし、法論を二元論的に構想している。ハーバーマスの〈市民社会〉論の基礎に据えられた法理論は、このカントの法論の構想にならっていると言えるのである。かくして、ハーバーマスの〈市民社会〉論は、カント的なアイディアの援用なくしては可能ではなかった、とすることができよう。

しかし、ハーバーマスは、カントのたんなる焼き直しではない。ハーバーマスは、カントと違って、二元論を構成する2つの見地を並置するのではなく、むしろそれを統合しようとしていた。(s)や(R)の見地は、まさにこのカントを踏まえながらもカントを超えていく契機であり、ハーバーマスの〈市民社会〉論にとって、きわめて重要な意味をもっているのである。

しかし、ハーバーマスの〈市民社会〉論の困難もまた、このようなたんなるカントの焼き直しではない、独特の二元論的構成に見いだすことができるのである。社会進化論を構成する(s1)と(s2)という2つの見地は、相互に独立したものではなく、むしろひとつの統合的な見地を作り上げるのであれば、相互に整合的でなくてはならないだろう。ところが、少し掘り下げて検討すると、この2つの見地は齟齬をきたしているのではないかと疑念が生じるのである。同様のことが、法理論にも妥当する。法理論を構成する(R1)と(R2)は、ひとつの法理論を構成する2つの契機であるかぎり、整合的でなくてはならないだろう。しかし、少し掘り下げて検討すると、この2つの見地は齟齬をきたしているのではないかと疑念が生じるのである。

以上のように、本論は、ハーバーマス社会理論を〈市民社会〉論として読み解き、その主張と構造、そして困難を明らかにするのである。